

周防大島町告示第68号

平成24年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年6月5日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成24年6月12日
- 2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
新山 玄雄君	平野 和生君
魚原 満晴君	今元 直寛君
広田 清晴君	安本 貞敏君
尾元 武君	中村 美子君
中本 博明君	魚谷 洋一君
平川 敏郎君	松井 岑雄君
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

6月19日に応招した議員

6月20日に応招した議員

応招しなかった議員

神岡 光人君

平成24年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年6月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月12日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成23年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第2号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第12 議案第5号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 平成24年度橘斎場改築工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成23年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)

- 日程第9 議案第2号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第12 議案第5号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 平成24年度橘斎場改築工事の請負契約の締結について

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君

公営企業管理者	.....	石原 得博君			
総務部長	.....	星出 明君	産業建設部長	.....	西本 芳隆君
健康福祉部長	.....	西村 利雄君	環境生活部長	.....	松井 秀文君
久賀総合支所長	.....	松村 正明君	大島総合支所長	.....	北杉 憲昌君
東和総合支所長	.....	木村 順一君	橘総合支所長	.....	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長	.....				岡本 洋治君
教育次長	.....	中野 守雄君	公営企業局総務部長	...	河村 常和君
総務課長	.....	奈良元正昭君	財政課長	.....	中村 満男君
税務課長	.....	福田 美則君	契約監理課長	.....	藤山 忠君
商工観光課長	.....	吉村 昭夫君	公営企業局財政課長	...	村岡 宏章君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。

ただいまから、平成24年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

神岡光人議員から医師の診断書を添えて、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、18番、布村和男議員、19番、小田貞利議員を指名いたします。

・

#### 日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る6月5日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月20日までの9日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月20日までの9日間とすることに決しました。

・

### 日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日までに、議会へ提出されております文書について御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月、4月、5月実施分）と定期監査（3月、4月、5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望については、3件を受理いたしました。議会運営委員会でお諮りいただき、第17号及び第19号につきましては、お手元に配布させていただきました。第18号の「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望」につきましては、森林法の一部を改正することにより、森林所有者の届け出が必要となるなど、制度改正が行われております。今後の対応を見定める必要があり、議長留め置きとしておきます。

続いて、系統議長会関係について。

去る5月29日、30日に東京メルパルクホールで全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、小田副議長と私、荒川が出席をいたしました。初日は「今後の町村議会活性化への取り組み」と題したシンポジウム。2日目は「東日本大震災後の頑張れニッポン」と題し、山形弁研究家のダニエル・カール氏が講演されました。お二人目が東京医科歯科大学名誉教授の藤田紘一郎先生による「免疫力を高める生活のすすめ」と題してお話をされました。我々の免疫力の70％は腸内細菌がつくっているそうであります。あとの30％は心の問題。ストレスを減らすことにより健康になれるそうです。笑いを誘いながらのお話は、一度聞いていただきたい内容でございました。

次に、山口県離島振興町村議長会の行政視察研修は6月25、26日、長崎県対馬市が予定されています。大島郡と対馬は関係が深く、幕末のころより久賀地区の漁師の方々が五、六隻の船団を組み、約1カ月かけて出かけ、半年間漁をした後、帰ってこられたようです。明治30年代になりますと定住する人がふえ、明治の終わりには人家120戸、人口500人を数え、対馬で第1の漁村になったと久賀町史などに載っております。

対馬市では第1次産業の割合が21％ですが、漁業はそのうちの80％を占めており、特色ある地域の産業としての取り組み状況や、韓国からの観光客が急増し、新たな雇用も生まれている対馬について勉強してまいりたいと思っております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会の関係では、定期総会が5月18日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、8月20日、月曜日にベルゼで実施することとなりました。全員の参加をお願いするところであります。議員派遣の件にてお諮りする予定であります。

続いて、常任委員会行政視察について。

昨年度は、3常任委員会合同で三沢空港の活用と東日本大震災後の状況について研修をいたしました。今年度は、視察先、時期が決まっておりませんが、昨年と同様に合同での行政視察にしたいと思います。各常任委員長さんにおかれましては、視察先、時期をとりまとめ、19日までに事務局へ報告していただきたいと思います。この件につきましても、議員派遣の件にてお諮りする予定であります。

次に、町人会関係につきましては、5月19日の「東京大島ふるさと会」へ尾元議員と私が出席をいたしました。町の最新情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。このたびのミニ講演会では、映画監督の菅原浩志さんのお話がありました。映画「ときめきメモリアル」を撮影するため、全国の美しい海を捜したところ、周防大島町の片添ヶ浜に行きついたそうです。町外の人が見た周防大島町は、町民が気づかないだけで、宝の山が眠っているのかもしれない。

また、広島・周防大島町人会が7月1日、日曜日に開催されます。その出席につきまして、各常任委員会より2名、計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

以上、議員派遣の件につきましては、御議決いただくことといたしております。

最後に、慶弔に関しまして。

旧橘町議会議員の中村正規さんは、5月1日付にて高齢者叙勲として「旭日単光章」受章の栄に浴されました。大変おめでとうございます。多年にわたる地方自治の進展に寄与された御功績が認められたものでありまして、御同慶に存じますとともに、御本人はもとより、私ども議員にとりましても、この上ない大きな誇りであり、励みとなるものでございます。我々もいま一度気を引き締め、地域自治の進展に努力してまいりたいと存じます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。

本日は、平成24年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。本定例会に提案をいたしております案件は、繰越明許費繰越額の報告並びに専決処分の報告、そ

れぞれ1件、人権擁護委員に関する諮問1件、補正予算に関するもの2件、専決処分の承認を求めるもの2件、条例の一部改正に関するもの3件、工事の請負契約の締結について1件、合計11件であります。

報告第1号は、平成23年度周防大島町繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、平成23年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事の変更請負契約について専決処分により処理をいたしましたので、議会に報告するものであります。

諮問第1号は、本年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の予算に1億9,058万6,000円を追加して、予算の総額を140億7,858万6,000円とするものでございます。

議案第2号は、平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。まず、収益的収支予算におきまして、既定の収入予算に972万円を追加して、補正後の収入予算を47億6,660万2,000円、既定の支出予算に978万円を追加して、補正後の支出予算を47億6,487万9,000円とし、次に、資本的収支予算におきまして、既定の収入予算に5億1,869万4,000円を追加して、補正後の収入予算を23億2,129万4,000円、既定の支出予算に5億398万8,000円を追加して、補正後の支出予算を21億2,226万8,000円とし、また、継続費で、町立東和病院東棟耐震工事の年割額の変更によりまして、平成24年度の事業費を13億1,280万3,000円、平成25年度を3億1,758万3,000円とするものでございます。

議案第3号及び議案第4号は、条例の改正に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものでありまして、議案第3号は、周防大島町税条例の一部改正について、また議案第4号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。両条例の一部改正とも、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が4月1日から施行されたことに伴い、それぞれ専決処分書のとおり処理いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、並びに、山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の公布を受けて、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

議案第6号及び議案第7号は、周防大島町陸上競技場及び総合体育館の管理業務に指定管理者制度を導入することができるよう所要の規定を設けるため、それぞれ関係条例の一部を改正しよ

うとするものであります。

議案第8号は、橋斎場改築工事の請負契約を東安下庄の株式会社神田建設と締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

この際、行政報告を2件ほど申し上げたいと思います。

1件目は、自賠責共済積立金を活用した地域の安全・安心プロジェクトについてであります。JA共済では、自賠責共済積立金を活用し、高齢者への対応や救急医療体制の確保など、農村地域における交通安全対策をはじめとした地域の安全・安心プロジェクトを展開してこられました。これまでの周防大島町内での取り組みの1例を挙げますと、地域ボランティアであるパトロール隊や見守り隊への反射ベストの贈呈、ウォーキング愛好者への反射材付タスキの贈呈、農協本所・支所へのAEDの設置など、さまざまなものがございます。

このたび、山口大島農業協同組合から町に対しまして、このプロジェクトを活用し、「必要なものがあれば寄附をしたい」とのありがたい申し出をいただきました。町といたしましては、このプロジェクトの趣旨を踏まえ、農協と相談の結果、交通安全活動に対する支援として、交通安全指導員の制服12名分及び交通安全の啓発・指導を行うための巡回車両1台を御寄附いただくことで協議が整いました。いずれも、7月中に納品される予定となっております。山口大島農業協同組合の御厚意に心から感謝を申し上げ、報告といたします。

2件目は、平成23年度の各会計の決算見込みについてであります。

去る5月31日に平成23年度一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力によりまして、いずれの事業も順調に執行することができ、特に、一般会計におきましては、昨年に引き続き、大幅な黒字となりました。また、各特別会計とも黒字もしくは収支ゼロの決算見込みであります。現在、決算書を調整中ではありますが、公営企業局企業会計とあわせ、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質収支比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告する予定といたしております。

また、地方自治法の規定により、町が出資をいたしております財団法人山口県大島郡国際文化協会、社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として、理事会または総会の資料をそれぞれお手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、財団法人山口県大島郡国際文化協会は、公益法人制度改革に伴いまして、本年3月28日付で山口県知事の移行認定を受け、4月1日より公益財団法人に移行し、名称も「公益財団法人山口県大島郡国際文化協会」となりましたことをあわせて御報告申し上げます。



以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

#### 日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成23年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 報告第1号平成23年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました平成23年度の繰越明許費につきまして歳出予算を繰り越しましたので、お手元に配布のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。3ページにありますように、一般会計におきまして繰越限度額4億913万8,000円に対し、3億9,931万円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載してありますので、御高覧いただきますことをお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

#### 日程第6．報告第2号

議長（荒川 政義君） 日程第6、報告第2号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 報告第2号平成23年度白木（外入）漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の専決処分について、御報告申し上げます。

本工事は、ことし1月の臨時会で請負変更契約締結の議決をいただき、離岸堤の設置や消波ブロックの製作を施工してまいりましたが、既設消波ブロックの再利用可能個数の減少や漁礁再利用消波ブロックの増加により、施工内容を変更いたしました。これにより、原契約の工事請負金額5,965万6,334円から2万4,152円減額した5,963万2,182円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり、平成24年5月10日付で専決処分により処理をいたしましたので、御報告申し上げます。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

## 日程第7．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

平成24年9月30日をもって任期満了となります現委員の中元みどり氏は、人格、識見ともに高く、地域社会の実情に通じ、広く地域において活躍されておられる方で、人権擁護委員として長年にわたり精力的に活動されておられます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対し、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（荒川 政義君） お諮りします。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、中元みどり氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は中元みどり氏を適任とすることに決定しました。

## 日程第8．議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に1億9,058万6,000円を追加して、予算の総額を140億7,858万6,000円とし、第2条で地方債の補正を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、障害者自立支援特別対策事業費補助金の27万7,000円の減額と、介護施設開設準備経費補助金1,080万円、難聴児補聴器購入費等助成事業補助金18万8,000円の新規計上であります。

3項県委託金5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園指定管理料72万7,000円の増額計上であります。

17款繰入金は、財政調整基金を8,314万8,000円取り崩しての財源調整であります。

12ページ、20款町債は、ふるさと融資の貸付金のための地域総合整備資金貸付事業債9,600万円の新規計上であります。

次に、歳出であります。13ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は、当初予算において指定管理施設などの緊急対応のため計上しておりました修繕費及び工事請負費が、日良居保育所の雨漏りによる緊急修繕、また、竜崎温泉の新たな指定管理者へ引き継ぐための施設や設備の修繕、改修等に経費を要したため、今後の対応を考慮し、このたび増額計上するものであります。

なお、工事請負費においては、この夏以降の節電に対応するため、庁舎の一部について試験的に省エネ照明器具への取りかえ工事を行うこととしております。

6目企画費は、ふるさと融資制度による貸付金9,600万円を新規に計上するものであります。医療法人おかはら会が実施する複合型介護福祉施設整備事業について、「財団法人地域総合整備財団」にふるさと融資の手続が進められ、これに対応するものであります。

7目支所及び出張所費は、大島支所、東和支所及び橘支所それぞれの支所経費において、地域要望に対応するため、小規模施設整備事業補助金及び工事請負費を増額計上しております。

14ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、社会福祉施設整備事業経費において、県からの交付の内示がありました介護施設開設準備経費補助金を歳入と同額の1,080万円計上するものであります。

2目障害福祉費の障害者自立支援給付費事業は、事業の廃止及び新設に伴い予算の組みかえを行うものであります。また、難聴児補聴器購入費等助成事業は、補装具費支給制度の対象とならない難聴児の補聴器購入を支援する新規の助成制度で、37万7,000円を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費4目火葬場費は、斎場建設事業における再編交付金の充当額の調整に伴う財源の一部振りかえであります。なお、再編交付金につきましては、4月以降、中国四国防衛局との協議において事業調整を重ね、これにより、このたび衛生費のほか、農林水産業費、商工費、消防費及び教育費において、それぞれ充当額の調整等を行っております。

15ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の担い手総合支援事業は、新規就農

者の支援について新たな制度に対応するため、予算の組みかえを行うものであります。

また、大島地区農産物加工センター管理運営経費は、製粉機等を整備することにより、加工施設の機能拡充を図ろうとするものであります。

3項水産業費2目水産業振興費は、浮島燃油設備及び出井漁港漁具倉庫の修繕に係る漁業経営構造改善事業補助金123万4,000円の新規計上と、漁業の担い手支援が新たに拡充され、これに対応するための補助金135万円の増額計上であります。

3目漁港管理費では、白木漁港(地家室地区)の陸こう整備等に係る設計委託料の追加計上と再編交付金の充当調整を行っております。

16ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、ウインドパークのシャワー設備やガス給湯器の改修経費69万8,000円の計上であります。

3目観光費は、観光一般経費において、グリーンステイながうら、片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び竜崎温泉潮風の湯に配備しておりますマイクロバス3台の更新経費を新規に計上しております。いずれも、購入から相当の年数を経過しており、この機会に利用しやすく、また観光事業の一助となる整備をと考えております。なお、財源につきましては、充当額調整による再編交付金を充てる予定としております。

次に、公園等管理経費では、立岩海水浴場公衆トイレの修繕費15万円、また、県から追加交付が確定しました片添ヶ浜海浜公園指定管理料について、委託料に同額の72万7,000円を追加計上しております。

17ページ、7款土木費6項住宅費1目住宅管理費は、4月下旬の強風等により向津原下住宅1棟及び船越住宅2棟の屋根防水シート等が剥離したため、防水改修工事に要する委託料95万1,000円、工事請負費937万9,000円を計上するものであります。

8款消防費1項消防費4目災害対策費は、町内平地部に海拔表示板を設置するための業務委託料210万円の新規計上であります。津波被害を軽減するための対策の1つとして海拔情報を表示するものでありますが、国土交通省等の取り組みと調整を図りながら、当面、公共施設等への設置を予定しております。

また、本年3月31日に南海トラフの巨大地震モデル検討会の報告を受けて、山口県の防災計画の見直しスケジュールがおくれることとなり、本町の防災計画の見直しにも影響が見込まれることから、再編交付金を充当することが困難となったため、その調整も行っております。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、職員の代替としての臨時職員賃金83万6,000円の計上であります。

18ページ、2項小学校費1目学校管理費は、和田小学校、浮島小学校、島中小学校の空調設備の修繕費62万7,000円、三蒲小学校のシロアリ駆除委託料22万1,000円、また、油

田小学校の用務員賃金40万4,000円の計上であります。

なお、明新小学校屋内運動場改築事業の財源の一部振りかえも行っております。

3項中学校費1目学校管理費は、東和中学校屋内運動場大規模改修に係る再編交付金充当額調整によるものであります。

4項社会教育費5目社会教育施設費は、棕野北地区学習会館において、浄化槽漏水による修繕費23万9,000円、また、既設の空調設備が老朽化により不具合が生じたので、設備を整備する工事請負費299万3,000円を計上しております。

19ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、棕野体育館の火災報知設備の修繕費を追加計上しております。また総合体育館及び陸上競技場の管理運営について、平成25年度から指定管理者への移行を検討しており、そのための選定委員への報酬及び費用弁償について、それぞれ新規に計上しております。

以上が歳入歳出予算補正の概要であります。

続きまして、7ページに戻っていただき、地方債補正についてでございます。

このたびの補正に伴い、地域総合整備資金貸付事業債を追加し、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず今回、地域総合整備資金貸付事業債、新たに行うというものであります。これについては説明で、実際的にはおかはら会ということであります。9,600万円というのは、実際、今度のいわゆる開業資金の何%、一般的にいう充当率ですね。全体の計画に対する充当率、これは幾らなのかということが1件です。

それともう1つは、その場合において、昨年度予算計上された小規模多機能型、いわゆるデータベース等、またワンユニット9人の部分、これは除く部分というふうにとらえておるんですが、その部分について再度報告を求めておきたいというふうに思います。全体事業費の何%、事業費と言ったらおかしいですが、建設改良費になると思うんですが、その部分の何%になるのかということでもあります。

また、起債ですから、これは特徴があって、町が借り入れて、おかはら会に貸し付けて、その元金についておかはら会から町に至ると。そして償還していくということになると思いますが、基本的には14年から15年ぐらいの償還期間ということであろうかと思いますが、実際的には、

単年度ベースでそれぞれどういうふうに償還していくのかという部分も求めておきたいというふうに思います。

それと、もう1点はやっぱり、それぞれが初めての事業です。実際的には、事業計画書等については執行部のほうに届けられているんじゃないかというふうに思いますので、それが届けられておれば、議長を通じて、審議の中で要請しておきたいというふうに思います。それが1点目です。

それと、今度歳出のうち、今の地域総合整備事業貸付金を除く部分について質疑をしておきたいというふうに思います。

まず、財産管理費の部分について、工事請負費については節電シフトという報告がありました。その上の修繕費については、これは800万円ほど増額ということで、実際的には日良居保育所なり竜崎温泉なりをあてがうということになっておろうかと思いますが、比率はどういうふうに見ておるのか。また具体的に、例えば日良居保育所については雨漏りということで報告がありましたが、竜崎についてはどういう部分の修繕をしようと思うのかという点の答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、民生費の負担金補助及び交付金で、介護施設開設準備経費ということで、先ほど補足説明の中で、「県に認められたので」という報告がありましたが、実際的には、昨年度県に認められて、予算計上したが、前年度中にできなかったということで、改めて落として今年度上げると。中身としては、例えば建屋分については、基本的には繰越明許でできるが、ソフト部分については、やっぱり困難なんだ、繰越ができないんだということを明確にしとっていただきたい。そのためにも答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、今回、それぞれ県事業で名前が変わった、中身も変わるんじゃないかと思うので質問しておきたいというふうに思いますが。担い手育成総合支援協議会交付金を全額カットして、新規就農者確保事業補助金へ、これが補助金として名前だけ変わったのか、それとも具体的に中身、支出方法が変わったのか。この点についても答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、ニューフィッシャー確保育成推進事業補助金135万円ですが、これは農の支援の部分が新たに海の支援の部分に広がったというふうに解釈はされますが、実際的には、例えば要綱的なものがあれば、ニューフィッシャーで対応できる部分はこうなんだと。今回の補正額については何人分という、こういうところに当たるんだという部分を、やっぱりきちっと、新規事業なら答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと今回、17ページですが、公営住宅一般管理経費で、実際的には工事請負費が出されております。町営住宅でも実際的にビニールシートをかけておったが、ビニールシートがもう対応できんという場合については、これと同様、補正を組んできちっとやる方向なのかということな

んです。

この点でも、例えば特段、それがひどいからやるというのか、それとも今後、いわゆる老朽化した住宅がかなりあるわけです。実際的にはビニールシートで雨よけみたいな格好で、あるわけなんです。順次、そういうふうな部分は工事費を組んで改善していくという考え方なのかどうか。特にひどいから今回、補正を組んだということなのか、その辺についても聞いておきたいというふうに思います。

災害対策費は、実際的には海拔表示設置業務として200カ所ですか。想定が200カ所ぐらいかどうかを含めてどういう地域、例えば、公共的施設があり、いろんな中腹がありますから、主としてどういうところに標高高表示板を置こうとするのかということの答弁を求めておきたいというふうに思います。

最後になりますが、今回も8,000万円余りの財調の取り崩しということでありまして。実際的に、取り崩し後の財調高についても答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 私のほうからは、歳出の14ページ、1目社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、この中の介護施設開設準備金経費1,080万円ですが、これにつきましては、23年度予算計上後に、24年度への繰越を予定しておりました。年度末になりまして、県・国から口頭での指示がございまして、繰越ができなくなったということでございます。時期的に24年度の当初予算に計上できなかったため、今回の6月補正での上程ということになったわけでございます。既に、24年の4月25日付で補助金の内示をいただいております。

それから、日良居保育所の雨漏りの内容でございますが、財産管理の工事請負費で新たに計上ということでございますが、日良居保育所の屋根のシングルぶきの張りかえということで、面積にして60平米、それが主なものでございまして、67万5,000円。それから既設の撤去、シングル、防水材でございますが、この運搬、処分ともで59平米を見込んでおります。12万2,720円。これらが主なものでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 地域総合整備事業債の件でお答えいたします。

まず事業費ですけれども、総事業費としては6億1,500万円という計画が出ております。貸付対象事業費としては、5億8,600万円ということで、貸付比率といたしましては16.5%ということになっております。

それから、おかはら会の償還方法ですが、元金均等半年償還で、1年据え置きを含めて15年

償還という希望が出ております。

それと、事業計画書については、後ほどコピーをして提出したいと思っております。

それから、海拔表示については、庁舎とか学校とか集会施設等の公共施設を中心に、現在リストアップをしております。一応200カ所程度を予定しております。

あと、財調の残高でございますが、この6月補正の御承認をいただいた後は25億1,200万円余りとなっております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 西本産業建設部長。

産業建設部長（西本 芳隆君） 財産管理の修繕費、竜崎温泉に係る部分の御質問でございましたが。竜崎温泉の修繕に係る部分では、浴室、洗い場漏水等の修繕、シャワーカーン部分の漏水に関する部分で79万3,800円、それから濾過循環システム、給湯関係等の洗浄ということですが、ボイラーからの給湯の効率が悪いということで、その洗浄が必要だということで、これが113万4,000円。それと温水ヒーターの修繕、これボイラーなんですけど、この修繕が必要だということで56万2,800円ということと、厨房の空調機の取りかえが109万2,000円という、この4つの内訳で予定しております。

なお、この修繕につきましては、この施設を愛好する熱心な方がいらっしやいまして、それからの要望。あるいは2回目の指定管理ということで、業者さんが詳しいということもあります。そういう細かい注文というか、照会事項、それに対応する部分。それから、前管理者が途中でやめた関係で、今年度モニタリングで上がるであろうと思われる箇所もあったというふうに思います。いずれも、施設の経年による劣化という判断をしておりますので、今回の修繕をいたしております。

それから、ニューフィッシャーにつきましては、議員さん御指摘のとおり、陸の農に対して海の方の補助ということで、今年度から単県事業という形で実施されます。2年間、今まで研修については補助があったんですけども、それが終わりますと、漁具あるいは、リース等については補助がありましたが、直接個人に補助する制度がありませんので、今年度から単県事業で、陸に対抗する形でできたというものでございます。対象は、18歳から50歳までということでございます。

それから、やっぱり漁業就業者に対して立ち上りを支援するというので、一応対象が1年間ということでございます。月々15万円の助成が出ます。今回は補正後の7月から3月まで、1年間できるんですけども、3月までの9か月間を補正予算しております。なお、来年そのまま継続すれば、3カ月が残るという制度でございます。それと現在、東和漁協の2名の方が対象となっております。これは、漁協を經由して、本人に支払うという形になっております。



担い手につきましては、今までこれ、国の補助制度で既に、漁業と違いましてありました。それで、今までは協議会を通じて支払うという形でしたが、今年度から、準備方につきましては、国の補助が直接本人のほうへ渡るという制度改正がございました。そのために今回、予算の組みかえで、協議会を通じず、直接本人に渡す形の予算の編成を行っております。就農準備型の150万円が従来、国のほうからあったんですが、それを直接ということで、その150万円が落ちました。ただ、今度は営農開始型の年間150万円のほうが7名から1名ふえましたんで、その分がふえております。ですから、予算の総枠的には変わらずという形で今回の補正をしております。そういう形で組みかえをいたしております。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 17ページの住宅管理費の防水シートの件であります。向津原の1棟と船越の2棟分なんですが、スラブ防水をする場合、シート防水が通常の施工方法なんですが、この2カ所については、建設から30年近くたっておりまして、今回の強風により一部がはがれて、その部分補修ができないため、今回3棟分全部張りかえということになりました。通常であれば、維持管理の中で部分補修をしながら、今現在は維持管理しておるわけですが、今回の部分については大規模なものになりましたので、補正予算として計上させていただきました。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 補正予算提案者として椎木町長のほうに質疑をしたいというふうに思います。

実際的に、今回の6月補正について、補正を編成するに当たっての基本的考え方。先ほどからいろいろ部長さん方の答弁を聞いておりますと、一定の緊急もしくは必要性等へ補正予算を組んだんだということでありまして。実際的に、今年度の大きな部分とすれば、実は御承知のように、県下一の値上げ率になった介護保険料、これにどう対応するんかという点も、実はかなり大きな、私は部分を占めているというふうに考えております。

例えば、一般会計からの繰出金を繰り出す、他会計繰出金も当然、予算執行者としての椎木町長の考え方のできるはずなんです。そういう町民生活に影響の大きい部分について、やっぱり一定の考慮をして補正予算を組むべきではなかったのかという点がありますので、その点について、椎木町長の基本的考え方、これを聞いておきたいというふうに思います。

昨年は御承知のように、6月補正で国保会計、いわゆる6月本方式として椎木町長が提案されました。そういうやり方が幾らでもできるのに、今回、他会計繰出金を組まずに、実際的には補正予算計上という残念な結果になっておりますので、その点についての考え方、聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう1点聞いておきたいのが、实际的に地域総合整備事業貸付金について質疑をしたら、大体全体で、先ほどの答弁で5億7,000万円ぐらいでしたかね、ということがありました。充当率約16%ということではありますが、实际的にこれは、例えば増額はできない、最大限充当率で16%という考え方なのかどうなのかということを知りたいと思います。实际的に、建設改良については多額な部分が含まれるんじゃないかというふうに思われますので、その辺について。

また今後、そういう認められる事業については、私は十数年前にも同じような質疑をしておるんですが、实际的に旧大島町時代に、大観荘の建てかえといいますか改善で、予算計上されたときも同じように聞いたんですが。どれだけこの事業が、例えば、町が利子分は負担するわけですから、負担すると思われませんか、思われますからという表現は正しいかどうかは別にして、思われますので、实际的に例えば、その団体に認められた部分という格好ではなしに、公正的にすれば結構活用ができるんじゃないかというふうに思います。この事業の借り入れが、周防大島町にとって有利な事業ということで見れば、やっぱりかなり枠が広がっていきける可能性もあるんで、その辺は基本的考え方、これを聞いておきたいというふうに思います。

それと議長、できれば最初お願いしたように、私はこれで質疑は終わりますが、实际的にはその資料提出を、休憩をとってお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....  
午前10時28分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回の補正の内容について御質問いただきました。

当然、3月の第1回定例会で当初予算を御審議いただきまして御議決をいただいた、それからまだ2カ月余りしかたっていないわけですので、本当に緊急的なもの、また本当に必要性のあるもののみを補正予算として計上し、御提案を申し上げているということでございます。

それで、先ほどから昨年の補正予算との比較の問題で御指摘をいただいておりますが、当然、介護保険につきましては、任意の繰出というのは不可能でございますので、私たちは介護保険に任意の繰出をやるというようなことは全く想定しておりませんので、今回、介護保険への繰出がないというのも当然のことでございますし、当初予算でも任意の繰出というのは、当然考えておりません。

昨年の国保会計のことと、今年度、なぜ補正ではないのかという御質問だと思いますが、昨年

は、実は、国保運営協議会にお諮りをいたしまして、税率の改正をさせていただかなければとても国保会計がもたないという状況でございました。そこで、国民健康保険税の税率改正を3月に行おうとしたわけですが。しかしながら、平成23年度の当初賦課状況を見て、その結果、適正な税率改正、または、税率改正をした上でなおかつ、一般会計からの繰出を出さなければ、なかなか会計がもたないという状況になってきたわけですが。昨年は非常に特別な、特例的なものだったというふうに考えております。

今申し上げましたように、税率改正をしてもなおかつ、一般会計からの繰出が必要であるような状況でございました。今年度は、おかげさまでそのような状況には今、至っていないというふうに思っております。そこで、国保会計への繰出も当初の3月定例議会でお認めをいただきましたが、その時に、繰出も含めて既に御議決をいただいております。

そのようなことですので、今回の6月の補正予算におきまして特別会計への繰出は、特に必要なもの以外は、今回これで計上しなければならないというふうな考えは持っていなかったところでございます。

もう1つの地域総合整備事業債を活用した地域総合整備事業貸付金のことでございますが、これは当然、この地域の事業者の皆さん方が、この事業を活用して地域の振興を図りたいということが採択基準にあるわけですが、その採択基準に合ったものであれば、当然町として、今お話がありましたように、若干の町の負担があると言われましたが、利息については交付税参入があると思っておりますし、元金につきましては期間は長くなりますが、当然、事業者のほうで償還をいただく。その償還をいただいたものが町の起債の償還に充当されるということでございますので、余り町に負担はないというふうに思っております。この事業を活用して、地域の事業者の皆さん方が、少しでも有利な融資を活用して事業が展開できればというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 地域総合整備事業債の貸付限度額あるいは事業については、対象事業に係る借入総額の25%もしくは、7億5,000万円が限度となっております。ただ今回は、おかはら会からの借り入れの申し込みが9,600万円であったと、充当率100%ということで、貸し付けとなっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 17ページの6項住宅費、先ほど同僚議員がしました15節の工事請負費、その部長の答弁の中ですが、防水にはアスファルト防水、シート防水、塗膜防水という工法が、まだ数あるんですが、この3棟の工法はどの工法か。全部がシート防水かと。それ

と平米数。また、防水には10年保証というのがあるんですが、これを必ず提出させているのか。

それともう1点は、18ページの4項の社会教育費の15節工事請負費ですが299万3,000円、これ、先ほど空調の取りかえと言われましたが、ちょっと愚問かも知れませんが、競争入札あるいは見積入札のどちらかと。それと、見積入札ならよく、監査委員さんも言われたことがあるんですが、一式とかいう言葉が数多いんですよね。メーター数、平米数、立米数と言うんじゃないかと、これがよく一式ということになっとるんですが、その辺が一式とかいうようになっていないか、その2点をお聞きします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 住宅管理費のシート防水の工法ですが、既設のほうは一部モルタル防水で、その上にシート防水がかかっておりました。そのシート防水がはがれて今回、同じ材質とは言いませんけど、シート防水の防水工事をすると。平米数については、船越が2棟で400.5平米、それと向津原が295平米、いずれもモルタル防水の上にシート防水がかかっておりましたのを今回、剥離させて、同じシート防水で復旧するということになります。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 工事請負のことですが、今回の補正については見積をとっておりまして、各細かく仕様をいただきまして、その中で、今回の見積をいただいて補正しております。見積入札か競争入札かということは、今後も契約監理課とも十分協議して決めたいと思っておりますが、工事請負ということですので、そのほうになるのかなということですが、あくまでも契約監理課と協議ということでございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） もう1点。先ほどの住宅のほうですが。このほうで、ぼくは先ほど、10年の保証書を提出させているのかということと、金額がわかれば、400.5平米と295平米の金額内訳をお願いします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 当時の契約保証についてはちょっと不明ですが、昨年、一昨年工事やった事例の中では、10年保証というのは求めております。

それと、向津原の金額であります。2階建ての8戸用の住宅で、金額は446万2,450円、工事費、概算見積です。それと、船越の住宅が2戸用と5戸用の2棟です。それで、先ほど言いました400.5平米ですが、531万6,150円の見積額で計上しております。

議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 16ページ。商工費3目の観光費、備品購入費の3,556万4,000円という項目。先ほど説明がありましたマイクロ3台の車の買いかえということでは

が、車の買いかえについての目安。先ほどは年数という報告がございましたけども、当然年数だけでなしに、距離とか使用度によってかなり差があると思うんですけども、これはあくまでも年数でこういう買いかえについてはされるのでしょうか。その辺の御説明をお願いします。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 御質問のバスの購入についてですけども、年数につきましては先ほど言いましたけども、平成7年、8年式でございます。それと、走行距離のほうも、大体16万から22万の走行をしております。それで、私のほうの根拠としましては、年数はもちろんですが走行距離、そして老朽化によるものと。同時に指定管理者からの要望と。前々からいただいております要望、それに基づいて今回、計上させていただいたということでございます。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 今の説明でわかりましたけども、当然、減価償却等々はないでしょうから、簿価がどのくらい残ってるかということはわからないだろうと思います。それによつては、やはり使用度によって、年数が新しくても買いかえにやいかん場合も、要するにお客さんに乗せるわけですから、その辺のことがあるんだろうと思いますけども、あくまでも使用度ということであろうというふうに理解しました。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終了します。討論、採決につきましては、最終日といたします。

暫時休憩をします。

午前10時41分休憩

.....  
午前10時53分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第9・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第2号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明を求めます。

石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第2号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。お手元の平成24年度周防大島町公営企業局補正予

算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の業務の予定量につきましては、看護学校の学生数を実績に基づきまして、8人増の119人としております。

主要な建設改良事業につきましては、東和病院東棟改築（耐震）工事の入札が終わり、工程表が提出されましたので、その工程表に基づきまして、今年度の工事費を13億1,280万3,000円と見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の収入につきましては、看護学校の学生数の増加等により、972万円増額補正しております。

次に、2ページをお願いいたします。

支出につきましては、看護学校の学生の修学資金要望の増加に伴いまして、978万円増額補正しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入のうち企業債につきましては、後ほど第6条で御説明させていただきます。

支出金につきましては、東和病院東棟改築（耐震）工事に対する医療施設耐震化臨時特例交付金として4億649万4,000円を見込んでおります。

支出につきましては、先ほど第2条の主要な建設改良事業で御説明申し上げました東和病院東棟改築（耐震）工事費の今年度の見込額に基づきまして、5億398万8,000円を増額補正しております。

第5条の継続費につきましては、工程表に基づきまして、年割額を変更しております。総額は変更ございません。

次に、3ページをお願いいたします。

第6条の企業債の東和病院建設改良事業につきましては、東和病院改築（耐震）工事費の増額に伴いまして、その財源として9,750万円増額補正し、医療の確保事業につきましては、修学資金貸付の増額や特殊診療科の確保のための費用の実績及び推計によりまして、3病院それぞれ補正し、企業債合計で1億1,220万円増額補正しております。附属資料といたしまして、4ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は8ページの平成24年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表の6,052万8,000円の赤字を見込んでおります。

以上が平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の補正が、1つは東和病院改築の年割額の変更ということがあります。1回目の工程表が出されたということで行いたいということですが、1つは、大体8割ぐらいの24年度の見通しということで、25年度についてはほぼ完成時部分という格好で見ていってよいのかどうなのか、やっぱり再答弁を求めておきたいというふうに思います。

それともう1点は、今回の対策として奨学金、必要性、いわゆる不足部分について増額してほしいというのが補正の内容かというふうに思いますが、実際的に、奨学金の確保で今回、何人分、看護学生に対する奨学金、6万円と4万円ですか、あるということで聞いておりますが、大体何人分を補正計上されているのかということでもあります。

それともう1つは、医師の確保事業に対する東和、橘、大島の部分について、基本的には過疎債適用ということであろうかと思いますが、それについてもそれぞれ、その事業の内容について、まず議会のほうに示していただきたいというふうに思います。

それともう1点は、最後になりますが、貸借対照表を見てほしいんです。今、実際的に、25年3月31日見通しとして6,052万8,000円の赤字見通しであるというのが企業管理者から報告がありましたが、その貸借対照表の中で、例えば、貸方と言えば、補助金等からの異動とか企業債の異動、そのほかがあるんじゃないかと思います。また、借方のほうでは建設仮勘定、そして施設整備基金及び現金預金、それと控除対象外消費税額の変更等があるんじゃないかと思われまので、それもちょうと答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） まず1点目の東和病院の耐震化工事の年割額の変更についての御質問でございますが、おっしゃったとおり、今年度、24年度に81.47%、25年度に18.53%を見込んでおります。これは、建築、機械、電気それぞれ違うんですが、24年度に東棟の1期工事及び東棟の仮設改修部分及び共通費を案分し、年割額を変更しております。

2点目の奨学金の貸付は何名分かという御質問でございますが、3学年ございますが、1年生が19名、2年生が13名、3年生が8名でございます。それぞれ4万円、6万円の貸付金額がございまして、合計で2,470万円を見込んでおります。

3番目の医師の確保についてですが、3病院の特殊診療部門及び日直、当直の医師の経費でございます。東和病院につきましては泌尿器科、耳鼻科、整形外科。橘病院が泌尿器科、皮膚科、耳鼻科、日直、当直。大島病院が眼科、耳鼻科、検診医師、講師、日直、当直、泌尿器科、脳神経外科、内科、整形外科。あっ、すいません、東和病院も日直、当直でございます。金額で申しま

すと、東和病院が3,490万円、橘病院が1,840万円、大島病院が2,700万円、報酬及び交通費の経費となっております。

4番目の貸借対照表上の変化につきまして、今回の変動部分についてですが、まず、建設仮勘定と控除対象外消費税額、これは今年度の年割額の変更によります工事費の増額部分5億398万8,000円の消費税部分が控除対象外消費税に來まして、仮勘定部分に本体部分が入っております。4億7,998万9,000円が建設仮勘定が増額され、2,399万9,000円控除対象外消費税が増額されております。

また、これらの資金の収支に伴います議案の5ページに書いてあります資金計画のとおり、1,464万6,000円が受入資金、支払資金の差額分として現金預金が増額されております。

また、企業債につきましては、ソフト部門で1,470万円の増額、借入資本金の企業債部分、建設改良部分ですが、こちらが9,750万円増額され、今年度、新たに設けました東和病院の耐震化補助金部分の4億649万4,000円を補助金に増額させております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は最終日いたします。

#### 日程第10・議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第3号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

改正の主な点でございますが、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の2年延長、固定資産税等（土地）の負担調整措置は原則として現行の仕組みを3年間延長。また住宅用地特例（特例割合6分の1等）も現行を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る措置特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止等となっております。

それでは、改正条法の説明に入ります。議案つづりの13ページの新旧対照表をお開きいた



きたいと思います。

第54条であります、このたびの改正に伴う条ずれとなっております。

中段の附則第10条の2であります、下水道除害施設に係る課税標準の特例を定めるものであります。

附則第10条の3であります、このたびの改正に伴う条項ずれとなっております。

14ページ中段、附則第11条の2であります、土地の価格の特例の延長となっております。

附則第12条であります、宅地等に対して課する固定資産税の特例の延長及び文言の整理となっております。

17ページ上段、附則第13条であります、農地に対して課する固定資産税の特例の延長となっております。

附則第15条であります、固定資産税の特例の適用を受ける宅地等に対する特別土地保有税の課税の特例の延長となっております。

18ページ上段、附則第21条の2であります、特定移行一般社団法人等が固定資産税の課税の特例の適用を受けようとする場合の手続の規定となっております。

附則第22条の2であります、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定となっております。

20ページ上段、附則第23条であります、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る改正となっております。

以上、改正条文の本則部分について御説明をいたしました、付随する附則事項につきましては、改正本文により御説明したいと思います。

11ページに戻っていただきまして、中段の第1条は施行期日を規定したのとなっております。第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税の経過措置となっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） きょう午前中に所管課が提出された平成24年第2回定例会議案資料ということで、見させてもらって質疑をするわけなんです、固定資産税に関する経過措置、これは所管課が提示された6ページにあります。この中で、条例附則第12条第2項のほうで、これは単純に21から23年度までの各年度に適用しとった部分を24年、25年度分も引き続いて行いますよということであろうかと思いますが、ここで気にかかるのが、10分の8から10分の9という状況です。

また、旧条例附則第12条第4項で、0.8から0.9ということになっておりますが、実際的に対応といえますか、本町にとっての対応の状況についてですね、説明を求めておきたい。一部、若干ですね、固定資産税にかかわる部分で引き上げがあるのではないかとと思われるので、聞いておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今回の広田議員さんの御質問の部分なんですが、10分の8を10分の9とするということで、負担調整ということで、固定資産税の税額のほうに影響している部分になっております。

今おっしゃったとおり、以前が10分の8以上については据え置き、今回につきましては、10分の9以上が据え置きということで、その差額の10分の8から10分の9までの方については、税額としては若干の増額というふうになってくるかと思えます。ただし、今回の評価がえ等につきまして、宅地については、評価額自体が下落をしておりますので、増額については少ない額になっておるんじゃないかと思えます。

その中での影響としては、単純に昨年度と今年度24年度を比較しますと、4,000人ぐらゐの納税義務者の方に若干の影響が出ておるんじゃないかなと思えます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

#### 日程第11．議案第4号

議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専

決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

改正点でございますが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の追加となっております。それでは、改正条文の説明に入ります。議案つづり22ページをお開きいただきたいと思います。

附則第16であります。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定となっております。

以上、改正条文の本則部分について御説明いたしました。付随する附則事項につきましては、施行期日を規定したものととなっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

・ ・

#### 日程第12・議案第5号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第5号周防大島町税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第5号周防大島町税条例の一部改正について補足説明をいたします。

平成24年3月31日に公布されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び平成24年3月21日に公布されました山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を受けまして、町税条例を一部改正するものであります。

主な内容といたしましては、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすること及び寄附金税額控除の対象寄附金の特定となっております。

それでは、改正条文の説明に入ります。

議案つづり27ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第36条の2、町民税の申告であります。寡婦（寡夫）控除額を削除することにより、申告書の提出を不要とするものであります。

28ページ、別表第1は、第34条の7第1項に規定する寄附金の対象寄附金を、県内に事務所または事務所を有する法人若しくは団体に対する寄附金とするものであります。

以上、改正条文の本則部分について御説明をいたしました。付随する附則事項につきましては、改正本文により御説明したいと思います。

26ページに戻っていただきまして、中段の第1条は、施行期日を規定したものであります。第2条は、町民税に関する経過措置となっております。

以上で、補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、住民税の申告にしても所得税の申告にしても、なかなか高齢者の人は大変な状況があります。そういう中で今回、改正はあくまで寡婦等について、対象者であっても、いわゆる申告書に、「寡婦控除ということを書かんでいいだけなんですよ」というふうにとらえてよいのかどうか。

それともう一つは、実際的に、年金者の方が一方的に宣伝を聞いて、例えば、所得税の申告について今年度から、いわゆる「申告しなくてもいいですよ」というのがありました。年金だけにかかわる所得の場合ね。それで、実際的にその宣伝が行き届いて、実は、今年度については配偶者控除また扶養控除が、受けられる人が受けてないと。申告をしなかったためにそういう状況があったということが実はあるんです、実際的にね。じゃけん、やっぱり丁寧なことを所管課としては必要があるんじゃないか。

例えば、単に扶養控除とか配偶者控除について適用は当然できるんですが、その際は、前年度時期に基本的には、税務署のほうから来るはずなんですよ。例えば、年金申告に関してという分がね。それを見落としとったら、その年度、莫大な税金を納めるという状況があるんで、もう

1つ、さっき言った寡婦と同様、丁寧な対応が必要ではないかというふうに考えておりますが、所管課のほうの考え方、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今、広田議員さんのお話ですが、寡婦（寡夫）控除につきましては、年金の支払いもとは日本年金機構が主にやっているかと思えますけども、そちらへ御本人さんのほうが「寡婦ですよ」ということを届出される。そうすると、今度は日本年金機構から町のほうに、源泉徴収票という言葉になるかと思えますけども、そのほうに「この人は寡婦（寡夫）ですよ」というチェックが入ってきますので、それによって、寡婦（寡夫）の控除につきましては、申告したことになるよという状況になっております。もしも御本人さんがその届出をされてないようであれば、当然町の申告のときにしていただければ適用になるということになるかと思えます。

それが1点ともう1つ、今回の申告で税務署のほうから400万円ですか、所得税申告しなくてもいいですよと。ただ、所得税という言葉が入っておるんですけども、それをそのまま住民税のほうもしなくていいというふうに、結構解釈をされた方もいらっしゃるようで、お電話等で御質問があった場合には、「町のほうの申告は必要ですよ」というふうには御説明をしております。

また、来年度の申告に向けましては、事前に広報なり、町の方でも「申告の案内」というのを差し上げておりますので、そちらのほうにもその旨をきちっと記載をして、広報活動をしていったらというふうに思っております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第5号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13．議案第6号

議長（荒川 政義君） 日程第 13、議案第 6 号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 6 号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

このたびの当該条例の一部改正につきましては、周防大島町総合体育館の管理を指定管理者に行わせることができるよう、条例の整備を図るものであります。

御承知のとおり、公の施設の管理につきましては、平成 15 年の地方自治法改正によりまして管理委託制度が廃止され、民間事業者が運営を代行する指定管理者制度が創設されました。本町では周防大島町総合計画におきまして、公の施設の管理を行うに当たり、「民間にできることは民間に」を基本に、多様化、高度化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の導入を積極的に推進しているところであります。

公の施設であります周防大島町陸上競技場におきましても指定管理者制度を導入し、指定管理者による効果的、効率的な管理運営を通じて、施設のより一層の有効活用を図ってまいりたいと考えておりまして、このような理由から、当該施設の設置条例の一部を改正する条例案を上程いたしました。

公の施設の管理を指定管理者へ行わせる場合におきましては、地方自治法によりまして、個別の設置条例へ、管理の基本的条件、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠、指定の方法及び具体的な業務範囲等を定めることとされております。したがって、このたびの周防大島町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の内容は、地方自治法の規定に沿って整備しているところですが、当該条例案の概要をこれから御説明させていただきます。

まず、第 3 条及び第 4 条により、休場日及び使用の時間の規定を追加しております。これは指定管理者が行う管理の基本的条件となることから、教育委員会規則で規定しております休場日及び使用の時間につきまして、条例により定めることとしました。

次に、第 15 条により、指定管理者が管理運営できる旨の規定を追加し、第 16 条により、指定管理者に行わせる業務の範囲を、第 1 号、競技場の使用の許可に関する業務、第 2 号、競技場の建物及び設備の維持管理に関する業務、第 3 号、第 1 条に定める目的を達成するために必要な業務を規定いたしました。

次に、第 17 条により、利用料金制に関する規定の適用について追加しております。利用料金制は、公の施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度であり、指定管理者の経営努力を發揮しやすくする効果が期待されるとともに、町及び指定管理者の会計業務の効率化を図る観点から定めたものでございます。また、指定管理者の定める利用料金の額につきましては、

別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとしております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成15年以降から、いわゆる指定管理制度が導入されて、実際的には、ずっと周防大島町においても広がっていったというのが実情だろうというふうに思います。実際的に、この間平成15年以降ずっと町が直接的に管理することに対して、非常に好ましくないとか、そういう不満足な事例、それがあったのかどうなのか、その辺を率直に聞いておきたい。基本的には、町が直接見ていく施設だというふうに私は考えていますんで、そういう状況で、15年度以降、どういうふうな状況だったのかを含めて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 指定管理者制度で管理者と協定を結んで指定管理をさせておる施設の過去からの状況の御質問でございますが、この施設の中で非公募でお願いしておる施設、例えば公民館的な形、区民館的な形、こういう形のもものがたくさんあります。このことについては、従来と、余り指定管理者制度に移行したといっても変わっていないのではないかと。そこで特に大きな問題になったことは今まであまりないというふうに認識をいたしております。

その他、公募で指定管理者を決める指定管理者制度になっている施設のことだろうと思っておりますが、この公の施設については、これは指定管理者に管理を行わせるほうがより効果的で、なおかつ運営がうまくいくであろうというようなものをピックアップして、これまでやってまいりました。

その中で、やはり1つ問題ではないかなというふうに考えておりますのは、指定管理料と利用料金制の問題でございます。利用料金制でございますから、使用料なりまた利用料金等を指定管理者が受け取って、それで運営するというのが基本でございますが、それで不足する部分については指定管理料で補うという形になっております。これを公募で募集し、そして応募された方からいろんな提案を受け、金額だけではなくて、運営方針にも提案を受けて行っておるわけでございまして、以前、竜崎温泉等々につきましてはいろんな問題が発生しました。前指定管理者においても、管理費用と指定管理料との問題について非常に問題があったということで、1年間を残して早期に撤退をするというような状況も起こってまいりました。そのことにつきまして、本当に適正な指定管理料がどこなのかということが一番問題になっておるところではないかというふ

うに思っております。

指定管理者制度の、公の施設を管理させるほう、いわゆる町のほうですね。町のほうからして非常に有利なところというのは、3年間の指定管理期間中において、その指定管理者がどのような運営状況をやっておるのかというのが大体、3年のうちの2年間ぐらいの実績で見ることができま。そのことによって、次の公募をするときに指定管理料を増額すべきなのか減額すべきなのかということ、こちらの裁量と申しますか、2年間の実績を見て、公募の条件を決めるということができるといことになっております。そういう意味で言えば、指定管理者のほうで努力をいただき、そしてだんだんと指定管理料が減額されていくというのがこちらの本当のねらい目と申しますか、本旨であると思っております。

しかしながら、現実的にこの指定管理を行ってみると、なかなか思いどおりにいかないというような施設も当然出てくると思っております。しかしながら、それを3年間にわたり、または今は5年間という施設もありますが、その運用をしなければならないということで、昨年来、議会のほうにも大変な御心配をおかけしましたが、そのような施設も出てまいりました。

そのようなことで、問題があるとすれば、やはりそこがですね、私たちが期待したほど、また指定管理者が応募するときに、自分たちの努力で運営できるというふうにしたものとの予想と実績がずれたというふうな場合のことが非常に問題になるケースであろうと思っております。そのような施設が利用料金で、本来で言えばまかなっていただきたいという期待を持っておりますが、そこが現実的にはできてないというふうな施設が多々出てくるわけでございまして、こちらあたりについては若干問題があるのではないかと申しております。

しかしながら、全国で指定管理者制度というのは相当定着をしてきておりますし、中には大手の事業者がどんどんこれに参入しているということもございまして、私たちも2回目、3回目ということになってまいりますと、どうしてもその中で施設が、こちらの思惑どおりに運営できるところとできにくいところというのがだんだん出てくるのが状況として見えてきたというふうに入っております。そこでございまして、これからはその指定管理料について余り過度な、過激な条件をつけることなく、できるだけ過不足なくということが一番だと思っております。過不足ないような指定管理料で、そしてその努力によって、少しずつでも指定管理料が下がっていくというふうな施設になっていただくことを期待して申しております。

今回の陸上競技場と体育館を指定管理制度に適用できるような条例改正を、今現在お願いして申しておりますが、このことについても、指定管理料による管理運営ということになると申します。ここは、幾ら利用料金制と申しましても、体育施設でございますので、そこに大きな利用料金が発生することは難しいということでございますので、まさに過不足のない指定管理料を設定しなければならないというふうなことでございますが、教育委員会のほうでも十分な検討



を加え、そして、その指定管理料を計算し、それで新たな指定管理者の募集をかける、公募するという形になろうと思いますが。今の御質問の趣旨で言いますと、問題は何かということでしたので、そのようなことが問題ではないかなと思っております。

できるだけどちらも、管理運営もいい管理をしていただきながら、なおかつ、健全な運営ができるような条件の設定というのが非常に課題だろうというふうに思っているところでございます。議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の新たに総合体育館等を指定管理にするための条例について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

1つは、実際的に町の職員の役割がどこまでやるのかというのが大きなポイントであります。副町長が補足説明されたような「民間でできるものは民間で、町ができるものは町へ」というやり方は、結果としては安上がりの行政サービスということにつながっていくのが1つです。

決して今まで、地方自治法の一部改正、指定管理について、それ以後、実際的に問題は起きてないと。私は町職員が直接、そういうところに携わって、問題は起きてないというふうに、私自身は考えております。ただ、実際的に運営部分が安ければいいという発想での導入じゃないかというふうに私は思うております。

実際的に保育所が指定管理になり、今後新たにいろいろなところが指定管理になるおそれがあります。私は指定管理がすべてではないという立場は常にとっております。決して、町の職員が劣っちゃうとかというような状況じゃないというふうに思います。本則ができたときは、とにかく民間のほうがすぐれているんだから、すぐれた民間に任せばええというような形の中で、地方自治法の改正がされたというふうに私は考えております。そういう指定管理のあり方そのものが1つは問題がある。

もう1つは、率直に言って、やっぱり今の状況では指定管理にかかわる部分が、結局は負担を抑えるために一生懸命になるところが経費の削減であります。そうすると、結局は、いわゆるその団体に働く人にしわ寄せが来るというもう1つの側面があります。

特に、今回のような、とてもではないが、運営が伴わないような指定管理のところについては、率直に言って、私は直接、今までのように見ていって何ら問題はないというふうに考えております。そういう立場から反対しておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第6号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14・議案第7号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第7号周防大島町総合体育館設置条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 日程第14、議案第7号周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

このたびの当該条例の一部改正につきましては、周防大島町総合体育館の管理を指定管理者に行わせることができるよう、条例の整備を図るものであります。

公の施設の管理につきましては、議案第6号で御説明させていただいたとおりでございまして、公の施設であります周防大島町総合体育館におきましても、指定管理者制度を導入し、指定管理者による効果的、効率的な管理運営を通じて、施設のより一層の有効活用を図ってまいりたいと考えており、このような理由から、当該施設の設置条例の一部を改正する条例案を上程いたしました。

公の施設の管理を指定管理者へ行わせる場合におきましては、地方自治法によりまして、個別の設置条例へ管理の基本的条件、指定管理者に施設の管理を行わせる根拠、指定の方法及び具体的な業務範囲等を定めることとされております。したがって、このたびの周防大島町総合体育館設置条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の規定に沿って内容を整備しているところですが、当該条例案の概要を説明させていただきます。

まず、第4条及び第5条により、休館日及び使用の時間の規定を追加しております。これは、指定管理者が行う管理の基本的条件となることから、教育委員会規則で規定しております休館日及び使用の時間につきまして、条例により定めることといたしました。

次に、第14条により、指定管理者が管理運営できる旨の規定を追加し、第15条により、指定管理者に行わせる業務の範囲を第1号、体育館の使用の許可に関する業務、第2号、体育館の

建物及び設備の維持管理に関する業務、第3号に、第1条に定める目的を達成するために必要な業務を規定しました。

次に、第16条により、利用料金制に関する規定の適用について追加しております。利用料金制は公の施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度であり、指定管理者の経営努力を発揮しやすくする効果が期待されるとともに、町及び指定管理者の会計業務の効率化を図る観点から定めたものでございます。

また、指定管理者の定める利用料金の額につきましては、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとしております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第7号周防大島町総合体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15・議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第8号平成24年度橘斎場改築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第8号平成24年度橘斎場改築工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

橘斎場改築工事は、去る5月10日に業者7社による指名競争入札を行った結果、周防大島町大字東安下庄の株式会社神田建設が1億6,857万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1億7,699万8,500円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要につきましては、橘斎場火葬棟に併設した鉄骨造平屋建て、延床面積536平方

メートルの葬儀式場棟を建設するものでございます。

なお、参考までに工期は、契約の日の翌日から平成25年3月20日までを予定しております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最低制限価格の考え方について質問しておきます。

言いますのが、御承知のように、建築の場合も、実際的には最低制限価格は事前も事後も公表しないという状況であります。しかし、低入札調査が発生しないために、所管課としては、実際的には最低制限価格は持っているのではないかと。持っているという表現がええかわかりませんが、持っているんじゃないかというふうに思われます。

今回の部分については当然、低入札調査という範囲ではなかったということによろしいかと思うが。一応、答弁だけは認めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） 本案件は指名通知にもうたっておりますが、最低制限価格制度を適応しております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

議案第8号平成24年度橘斎場改築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6月19日火曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時46分散会